

平成 23 年度統計法施行状況報告（抄）【経済統計の整理・再編】

○サービス活動に係る統計の整備

<略号凡例→総：総務省、経：経済産業省、特：特許庁>

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(1) サービス活動に係る統計の整備

ア 情報通信サービスに関する統計の整備

施行状況報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等
No58 総 1 経 1	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計（仮称）の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、 経済産業省	平成 22 年を目途として実施する。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成 22 年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」（総務省・経済産業省共管の一般統計調査）として開始。平成 23 年度調査の結果については、速報結果を平成 23 年 12 月 20 日に、確報結果を平成 24 年 3 月 23 日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。	実施済（一部）及び検討中（一部）	—
No59 総 2	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成 21 年度から検討する。	○ 平成 22 年度調査から世帯調査の都道府県別表章を行うため、必要な標本数を確保した調査設計とし平成 23 年 1 月に調査を実施。平成 23 年 5 月 18 日に結果を公表した。	実施済	—

イ 知的財産活動に関する統計の整備

施行状況報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等
No60 総 3 特 1	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、 特許庁	平成 23 年度までに結論を得る。	○ ビジネスレジスターの企業情報(名称、所在地)と産業財産権の企業出願人情報(申請人氏名、申請人住所)の照合結果を基に、平成 23 年 9 月に協議。未照合情報については、特許庁にて未照合の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照合された情報を基に企業出願人の共通事業所・企業コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照合情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照合を実施することとした。	実施済	—
No61 総 4 経 2	○ 平成 27 年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと 5 年から 6 年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、 経済産業省	平成 24 年度までに結論を得る。	○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について、総務省及び経済産業省で検討を行っている。	検討中	平成 24 年度末までに、結論を得る予定

ウ サービス活動を適切にとらえるための検討

施行状況報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等

No62 総 5	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成 21 年度から実施する。	○ 「サービスの計測に関する検討会」(平成 21 年 10 月にサービス分野に係る統計を作成している府省等を構成員として設置)において平成 22 年度に実施した、「サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせた国民的需要に関する調査」で国民的需要が高いとされたサービス分野を中心として、サービスの計測に係る方向性について検討を行った。 その結果、現在、学問的に、サービスの計測において不可欠なサービスの質の指標についてコンセンサスが得られたものはないことから、将来、サービスの質の指標が確立した時点で改めて検討するという結論を得た。	実施済	—
-------------	--	-----	-----------------	--	-----	---

エ 企業のサービス活動（組織内活動と外部委託）に関する統計の整備

施行状況 報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検 討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等
No63 経 3	○ 平成 21 年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成 23 年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成 26 年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成 23 年度以降実施する。	○ 平成 21 年経済センサス-基礎調査(平成 23 年 12 月確報公表)の結果を踏まえ、定義、調査項目などの課題について引き続き検討しているところ。	検討中	平成 24 年度に、調査実施に向けて必要な対応を図る予定

○経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備

<略号凡例→総：総務省、経：経済産業省、関：関係府省（産業関連統計の体系的整備に関する検討会議の構成員ベース（日本銀行を除く）で整理すると、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）>

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備

(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性

施行状況 報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検 討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等
No1 関 1	○ 平成 28 年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係 府省	平成 21 年度から 検 討 す る。	○ 平成 24 年経済センサス-活動調査に適合した年次推計方法について、統計委員会への諮問(平成 21 年4 月)、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成 23 年5月)が行われた。同答申の中で、平成 28 年経済センサス-活動調査に対応した年次推計等の抜本的な見直し(供給・使用表(SUT)の検討等)が今後の課題として指摘されていることから、これら課題について府内に設けた PT を中心に検討を行っている。【内閣府】	検討中	平成 28 年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、結論を得る予定
				○ 産業関連統計の体系的整備については、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(平成 21 年 4月 23 日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより、同年6月に設置。以下、「検討会議」という。)において、検討会議の平成 24 年3月末までの検討状況等(各府省における産業関連統計に係る検討状況を含む。)を取りまとめた報告書を作成中である。【総務省(政策統括官室)】	検討中	平成 24 年6月を目途に報告書を取りまとめ予定

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

別紙

3 将来の基幹統計化について検討する統計

施行状況 報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検 討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等
No188 総 1	【サービス産業動向調査】 調査開始(平成 20 年7月から)以降3年 程度をかけて、調査方法の検討、蓄積し たデータに基づいて推計方法、欠測値 補完方法等の検討を行った上で、基幹 統計化について結論を得る。	総務 省	平成 23 年度を目 途に結論 を得る。	○ 調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方 法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成 25 年 1月以降の調査について、一部企業等調査を導入する など見直しを行うこととした。基幹統計化については当面 見送り、見直し後の調査の状況等を踏まえて、判断する こととした。	実施予定②	基幹統計化について は、見直し後の調査の 状況等を踏まえて判 断
No189 総 2 経 1	【通信・放送産業基本調査、放送番組制 作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携 して一元的に実施する。具体的には、企 業活動を把握する基幹統計となる企業 活動基本統計(仮称)の下に統合して、 日本標準産業分類の大分類「G情報通 信業」に係る経済産業省と総務省の共管 調査として実施し、情報通信業に関する 企業活動の統計を整備する。	総務 省	平成 22 年を目 途に実施す る。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放 送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査につい て、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成 22 年 度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報 通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計 調査)として開始。平成 23 年度調査の結果については、 速報結果を平成 23 年 12 月 20 日に、確報結果を平成 24 年3月 23 日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。	実施済(一 部)及び検 討中(一 部)	—

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(1) サービス活動に係る統計の整備

ア 情報サービス活動に関する統計の整備に関する事項

施行状況 報告の 通し番号	具体的な措置、方策等	担当 府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検 討中等の別	実施済・検討中とした 事項の今後の見通し 等
No58 総 3 経 2	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、 経済産業省	平成 22 年を目途として実施する。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成 22 年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成 23 年度調査の結果については、速報結果を平成 23 年 12 月 20 日に、確報結果を平成 24 年 3 月 23 日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。	実施済(一部)及び検討中(一部)	—

(参考) 基本計画の本文 (P 7～8)

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

基幹統計として整備する統計について整理した結果、全面改正前の旧統計法に基づく指定統計のうち基幹統計に移行するもののほか、新たに基幹統計として整備する統計、将来の基幹統計化について検討する統計は、別表のとおりである。

基幹統計として整備する統計の整理は、上記の考え方を踏まえるとともに、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であるという統計法の理念の下、利用者にとって、より使いやすい統計を整備する観点から行い、例えば、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化や企業活動に係る包括的な統計の構築の検討等を行うこととする。